

極低温液化センター液体窒素利用規定

第1条 利用者は液化ガス高圧ガス取り扱いのための講習会を受けること。

第2条 供給日時は運営委員会で定められた日時で行う。

第3条 液体窒素の供給は当センターにて利用者のセルフサービスによって行う。

第4条 液体窒素の供給に際し、運営委員会にて定められた額を徴収する。

附 則

以上の規定は、平成18年 8月 2日に改定。

附 則

以上の規定は、平成18年 9月 より実施する。